

柏市食品衛生協会 あんしん News

配布先: 柏市食品衛生協会会員

発行: 柏市食品衛生協会

所在地: 柏市柏下 65-1 ウェルネス柏3F (柏市保健所内)

ホームページアドレス: <http://www.kashiwa-shokkyou.com>

今年6月、いよいよ食品衛生法が改正施行され、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施が必須となります。営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設等についても大幅に改正されます。当協会では、柏市保健所と協力し情報提供を続けていきますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

令和3年度 主な事業 (予定)

- ◆一斉検便受付日 組合会員：4月1日(木)、4月2日(金)、4月5日(月)、5月11日(火)、6月7日(月)、6月14日(月)
一般会員：7月5日(月)、7月6日(火)

- ◆食品衛生責任者養成講習会の開催予定

4月28日	水	ハート柏迎賓館	10:00~17:00
5月25日	火	ハート柏迎賓館	10:00~17:00
7月9日	金	ハート柏迎賓館	10:00~17:00
10月8日	金	ハート柏迎賓館	10:00~17:00
令和4年3月4日	金	ハート柏迎賓館	10:00~17:00

- ◆営業許可の更新手続(委託)・証紙の販売・食品営業に必要な消毒液などの物品販売

- ◆HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の推進

- ◆柏市食品衛生表彰大会

食品衛生功労者・優良施設表彰

- ◆食中毒予防パレード

保健所と共に食中毒予防を啓発する

- ◆食品衛生指導員県外研修

- ◆店舗検査

- ◆ノロウイルス予防月間における広報活動

- ◆子供手洗い教室



HACCP 対応型

自主管理記録簿の活用を推進しております!

(1セット 650円)

食品衛生法改正のお知らせ

食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理の制度化に続いて、営業許可制度の見直しなどが行われ、令和3年6月から手続きが必要になる場合があります。

ここが変わります！

①営業許可制度の見直し

営業許可制度の見直しにより業種が変わり、申請手続きが必要となります。

(現営業許可の許可期限満了時に新制度での手続き方法を手紙にてご案内致します。)

②営業届出制度の創設

営業届出制度が創設され、新たに届出の手続きが必要となる場合があります。

③食品衛生責任者の設置対象施設の拡大

原則としてすべての施設に食品衛生責任者を設置する必要があります。

(改正食品衛生法に基づく営業許可施設、営業届出施設)

営業許可業種はどんな見直しをしたの？

- ・食中毒の等のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえて、業種が再編されました。

→漬物製造業、水産製品製造業、液卵製造業等を新たな許可業種として設定

→現行の許可業種のうち、食中毒のリスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出の対象へ

(例：乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業(一部)、魚介類販売業(一部))

- ・原則、1施設1許可となるように、1つの許可業種で取り扱える食品の範囲が拡大されました。

→菓子製造業を取得している施設が調理パンを製造する場合

現在：菓子製造業と飲食店営業が必要

改正後：菓子製造業(飲食店営業の許可は不要)

→清涼飲料水製造業を取得している施設が生乳を使用しない乳飲料を製造する場合

現在：清涼飲料水製造業と乳製品製造業が必要

改正後：清涼飲料水製造業(乳製品製造業の許可は不要)

いつまでに手続きが必要？

- ①新たに許可業種に変更され、営業許可の申請が必要な場合(漬物製造業、液卵製造業、食品の小分け業等)

→令和3年6月1日から申請を行い、令和6年5月31日までに許可を取得して下さい。

- ②新たに営業の届出をする場合(野菜又は果物の販売等)

→令和3年6月1日から令和3年11月30日までに営業の届出を行ってください。

- ③現在、旧食品衛生法に基づく許可をお持ちの方は、その許可の有効期限までに新たな許可を取得して下さい。

→有効期限1か月前に「許可有効期間満了時の手続き」等の案内をご送付いたします。

営業届出制度創設に伴う主な変更点は？

HACCPに沿った衛生管理を導入する必要があり、食品衛生責任者の設置も必要となります。